

捨てるあなた、

品格が問われます。

決められた処分方法に従わず
にごみを捨てる「不法投棄」。不
法投棄は周囲の景観を損なう
ほか、重金属などの有害物
質による土壌や地下水の汚
染の原因にもなるなど、近
隣の迷惑になることはもち
ろん、環境にも大きな影響
を与えます。

不法投棄は犯罪です。

空き缶やペットボトル、タバコ
の吸殻をポイ捨てることも『不
法投棄』です。

- ・ 5年以下の懲役もしくは
1千万円以下の罰金に処し、
またはこれを併科する。(廃
棄物の処理及び清掃に関す
る法律第25条第14項)

・ 改善命令をうけてこれに従わ

なかったものは、5万円以下の罰金
に処する。(伊佐市環境美化推進条
例第17条)

伊佐市では、環境保全を図ること
を目的とする不法投棄防止監視を8
月から実施しています。市内を36ブ
ロックに分割し、毎日、2人1組で
ごみの収集をしながらパトロール中
です。

◆パトロールに同行しました

市道、農道、林道などの道路だけ
でなく、山の中にも大量のごみが捨
てられています。

山の所有者はいるはずですが、こ
のごみはどうするのかパトロール隊
員に尋ねてみると、「ごみを捨てら
れた上に、その処分は自分でやらな
ければいけない」

驚きですが、このようなケースが
増えています。捨てた人が判明しな
い場合は、土地の所有者の責任で片
付けなければなりません。





不法投棄禁止



ごみがごみを呼ぶ

土地所有者や管理する人は、不法投棄されにくい自己防衛策を心がけましょう。

○周囲に柵を設ける、ネットやロープを張るなど侵入防止策をとる。

○「不法投棄禁止」等の警告看板を設置する。

○自分の土地を定期的に巡回し、草刈りや花壇を設置するなど、キレイな状態にしておく。

○警察に相談する（悪質な場合は被害届を出す）。

みんなで作ろう きれいなまちを

不法投棄監視中

伊佐市

捨てるのも 拾うのも人



私たちがパトロール隊員です



不法投棄 悪質不を見かけたら？

不法投棄をなくすためには、地域ぐるみで監視する自衛策も大切です。もしも不審な車両や不法投棄を発見したら、警察または市環境政策課（☎21060）へご連絡ください。